

事務連絡
平成27年9月11日

各都道府県消防防災主管部 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について」
(平成27年9月8日付け健水発第0908第1号)について

先般、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について」(平成27年9月4日付け消防予第351号)を通知したところですが、当該通知に記載された内容について、平成27年9月8日付で厚生労働省健康局水道課長から各都道府県水道行政担当部(局)長あて(別添1)及び各厚生労働大臣認可水道事業者あて(別添2)に通知が発出されましたので、参考として送付します。

各都道府県消防防災主管部におかれでは、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただくようお願いします。

消防庁予防課設備係
担当:近藤、久保田
電話:03-5253-7523
FAX:03-5253-7533

健水発第0908第1号
平成27年 9月 8日

各都道府県水道行政担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）のヘッドが火災を感知したにも関わらず、放水しなかつた事案が発生しました。当該事案は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第14条第1項第10号への規定に基づく「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）第4号による配管（硬質塩化ビニル管）の施工上の不具合（別紙）が原因であったと推定されています。スプリンクラー設備については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その施行にあたりまして、下記の事項に留意いただきますよう、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働大臣認可の水道事業者等に別途通知していることを申し添えます。

また、消防庁より平成27年9月4日付消防予第351号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 施工上の留意事項

（1）作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

（2）接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

(3) 十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

2 指定給水装置工事事業者等への注意喚起

(1) 給水装置工事審査時等

給水装置工事審査時等に、スプリンクラー設備の配管に硬質塩化ビニル管を用いることが把握できた時点で、指定給水装置工事事業者及び主任技術者に対し上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。

(2) 消防法に基づく検査時（配管及び管継手の施工状況の確認）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査等において、ヘッドの取り付け部付近の配管及び管継手の施工が適切に行われているか確認する際には、次のアからウに留意すること。

ア 天井板の取り付け後にヘッドの脱着を行う場合には、施工状況により困難となることがあること。

イ ヘッドの脱着を行う際は、給水栓用ソケットと配管の接合部分に過度な力が加わり接合不良とならないよう、給水栓用ソケットを確実に保持し、作業すること。

ウ ヘッドと給水栓用ソケットのねじ込み接合に液状シール剤を用いる場合は、液状シール剤が固着するとヘッドの脱着が難しくなるため、シール剤を塗布する前に配管と給水栓用ソケットの接合状況を確認する必要があること。

(3) 講習会等での周知

指定給水装置工事事業者に対する講習・研修等の機会において、上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。また、給水装置工事主任技術者等に対する研修においても、上記1の施工上の留意事項が周知されるよう指定給水装置工事事業者に対し、助言、指導に努められたいこと。

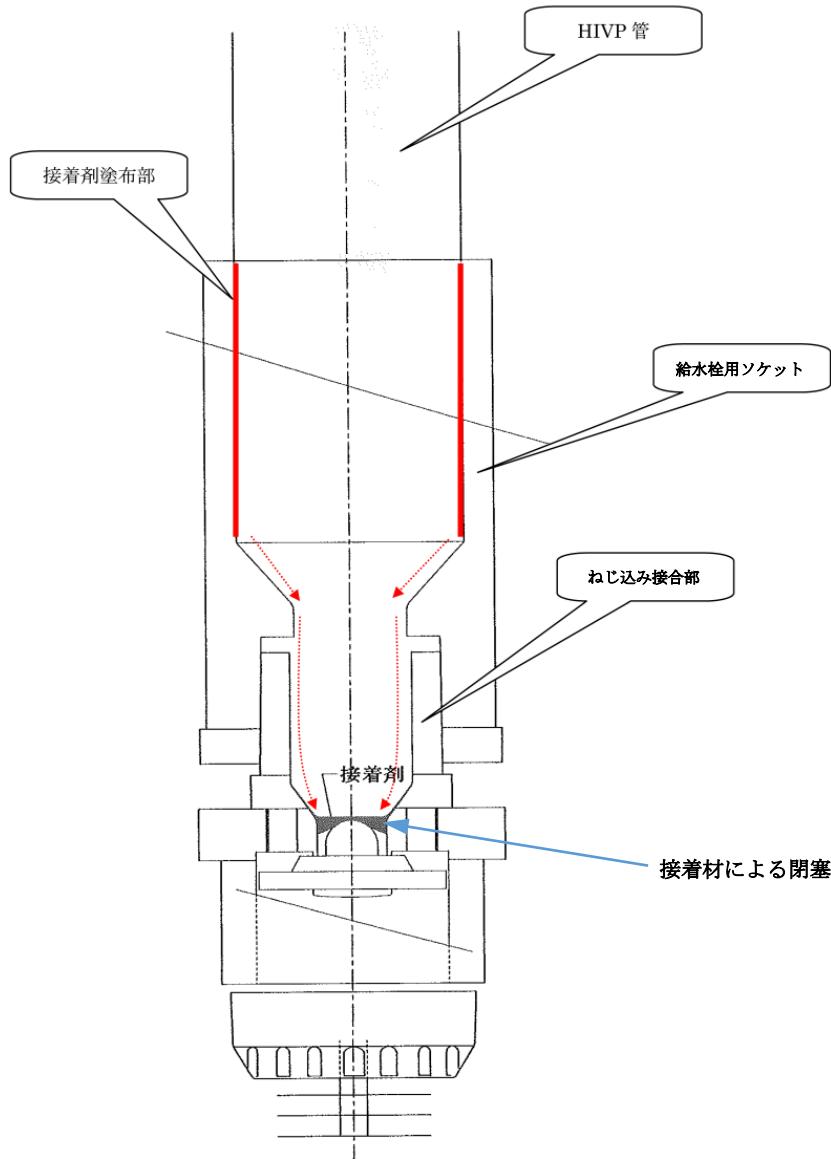


図1 接着剤塗布部からスプリンクラーヘッド部分に流下する接着剤(推定)

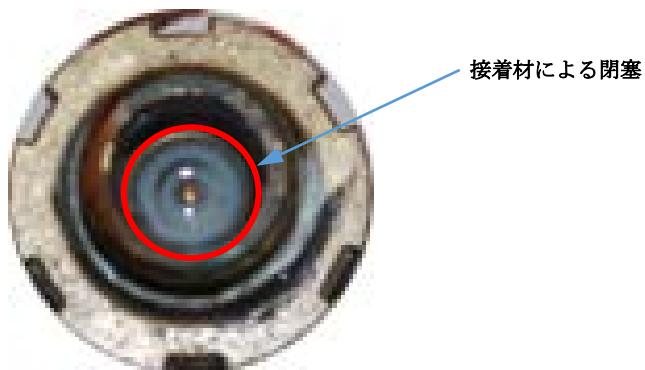


図2 スプリンクラーヘッドの内部で固着した接着剤(白色部分)

健水発第0908第1号
平成27年 9月 8日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）

先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）のヘッドが火災を感知したにも関わらず、放水しなかった事案が発生しました。当該事案は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第14条第1項第10号ハの規定に基づく「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）第4号による配管（硬質塩化ビニル管）の施工上の不具合（別紙）が原因であったと推定されています。スプリンクラー設備については、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その施行にあたりまして、下記の事項に留意いただきますよう、お願ひいたします。

また、消防庁より平成27年9月4日付消防予第351号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 施工上の留意事項

（1）作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

（2）接合における接着剤の塗布

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれ製品の適量とし、均一に薄く塗布すること。

（3）十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品における

養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

(4) 管の面取り

接着接合に使用する管は、所定の面取りを行うこと。なお、面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあること。

(5) その他

透明な給水栓用ソケット等を用いることで、外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

2 指定給水装置工事事業者等への注意喚起

(1) 給水装置工事審査時等

給水装置工事審査時等に、スプリンクラー設備の配管に硬質塩化ビニル管を用いることが把握できた時点で、指定給水装置工事事業者及び主任技術者に対し上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。

(2) 消防法に基づく検査時（配管及び管継手の施工状況の確認）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定する検査等において、ヘッドの取り付け部付近の配管及び管継手の施工が適切に行われているか確認する際には、次のアからウに留意すること。

ア 天井板の取り付け後にヘッドの脱着を行う場合には、施工状況により困難となることがあること。

イ ヘッドの脱着を行う際は、給水栓用ソケットと配管の接合部分に過度な力が加わり接合不良とならないよう、給水栓用ソケットを確実に保持し、作業すること。

ウ ヘッドと給水栓用ソケットのねじ込み接合に液状シール剤を用いる場合は、液状シール剤が固着するとヘッドの脱着が難しくなるため、シール剤を塗布する前に配管と給水栓用ソケットの接合状況を確認する必要があること。

(3) 講習会等での周知

指定給水装置工事事業者に対する講習・研修等の機会において、上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。また、給水装置工事主任技術者等に対する研修においても、上記1の施工上の留意事項が周知されるよう指定給水装置工事事業者に対し、助言、指導に努められたいこと。

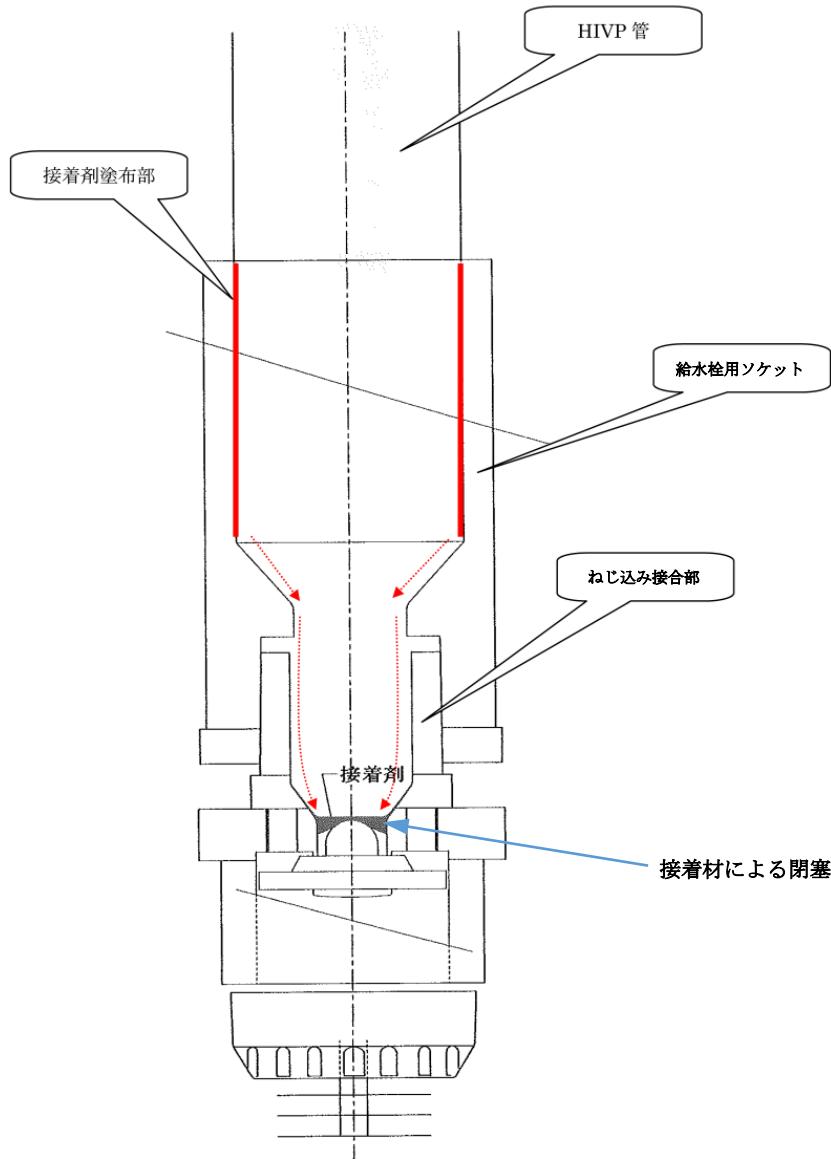


図1 接着剤塗布部からスプリンクラーヘッド部分に流下する接着剤(推定)

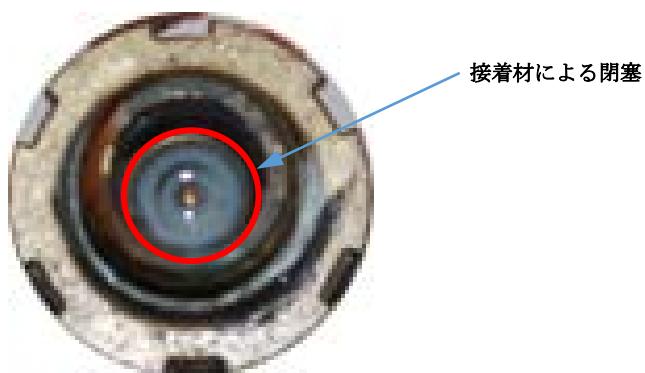


図2 スプリンクラーヘッドの内部で固着した接着剤(白色部分)